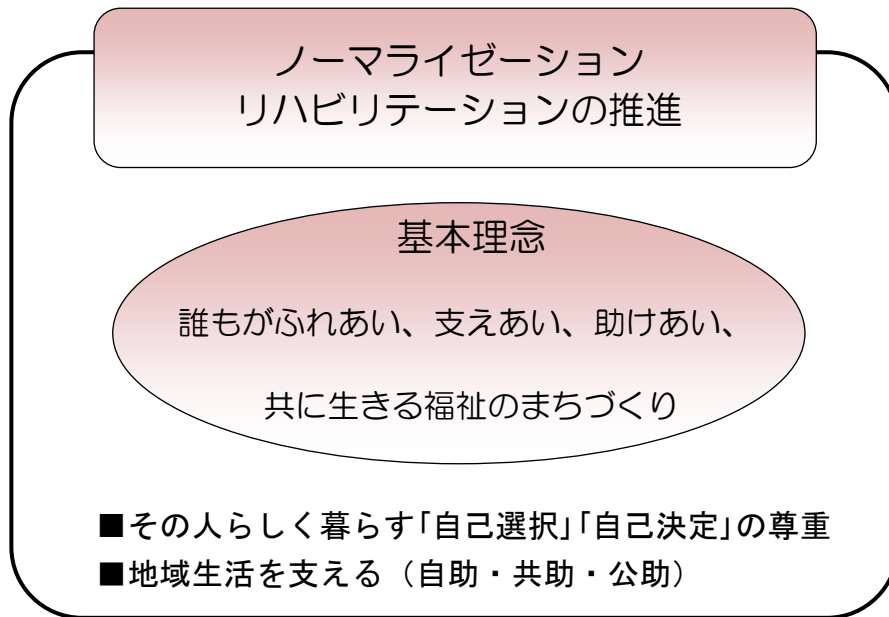


第3章 燕市障がい者基本計画

本計画において、基本理念を共有しながら障がい者施策の推進を図るため、次の3つの基本目標を設定するとともに障がい福祉サービスの基本的な考え方に基づき、福祉サービスを推進します。



1 計画の基本目標

(1) 地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり

障がいのある人等が地域で安心して暮らし続けるためには、必要とするサービスを適切に提供し、支援できる体制が求められます。

障がいのある人等には、それぞれに必要とされる支援があります。福祉サービスの提供体制をはじめとし、その情報を得やすい仕組みを整備することで、障がいのある人等が必要な支援をスムーズに利用でき、健やかに暮らし続けられる環境とすることが大切です。また、障がいのある人等の意思決定を尊重するとともに権利擁護に努め、関係機関の支援の資質向上を図りながら、自立と社会参加の促進に努めます。

目標の実現に向け、生活支援体制の整備と障がい福祉サービス等の量的・質的充実を図り、様々な媒体をとおして情報提供を行います。

(2) 共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり

自立や社会参加を実現するために、障がいのある人もない人も共に理解し合う地域づくりが必要です。

そのために、一人ひとりのニーズに応じた療育支援や教育を行い、健やかな成長を支援することが求められます。障がいに対応する個別支援の他、障がいへの正しい理解を進めるための広報活動が必要です。

また、「働きたい」と思える魅力あるまちづくりを目指し、障がいのある人が能力を発揮するための支援を行うとともに、障壁をなくし障がいのある人を受け入れやすくする環境整備に努めます。

目標の実現に向け、保育・教育との連携を図り、障がい児の支援体制を形成するとともに、福祉的就労支援の充実と企業等への働きかけを重点的に行う一般就労の促進も取り組んでまいります。

(3) 支えあいにあふれ、共に生きるまちづくり

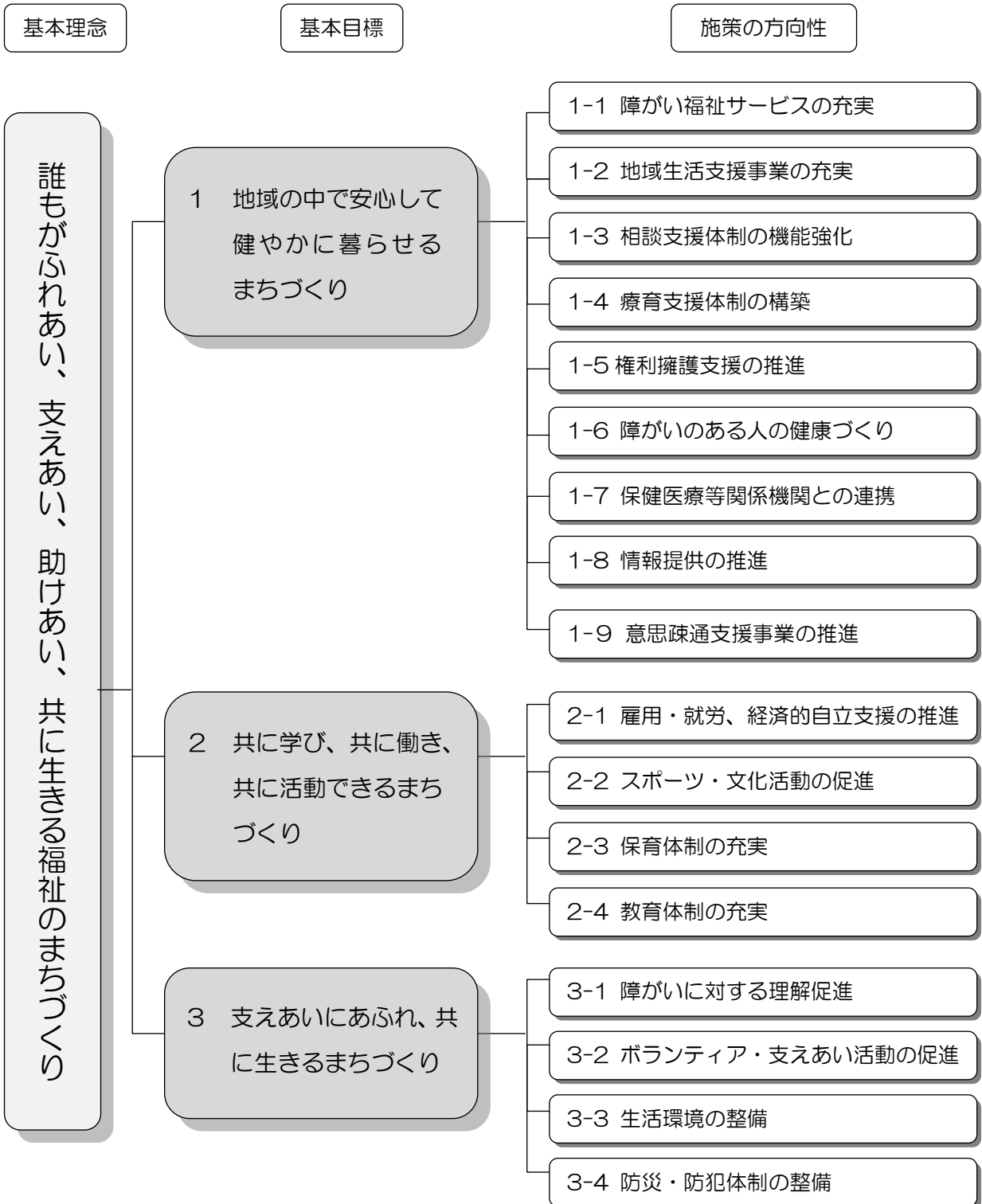
障がいのある人もない人も、互いに支えあい、地域で生き生きと暮らしていける社会を目指すノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人等が主体的に暮らしていける地域を作ることが求められています。

障がいのある人等の地域生活を支えていくためには福祉サービスなどの公的サービスの他、地域の人と人との支えあいや助けあいの力で様々な物理的障壁を取り除き、安心して暮らせる地域にしていくことが大切です。

また、大規模災害時の避難所環境の整備に努め、災害があっても安全に避難ができる体制づくりに努めます。

目標の実現に向け、広報つばめ等をはじめとした様々な情報媒体を活用して障がいのある人等への理解の促進を図り、社会福祉協議会との協働で地域支えあい活動推進の取り組みを行うとともに、福祉避難所の開設がスムーズに行われ、適切に運営される仕組みづくりを関係機関と連携しながら推進してまいります。

2 施策の体系



3 施策の方向性（基本施策）

1 地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり

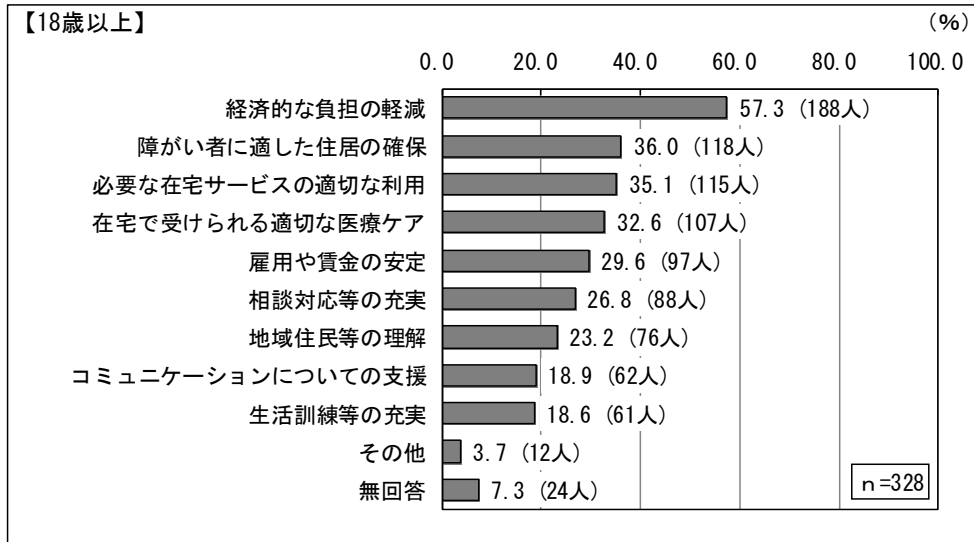
1-1 障がい福祉サービスの充実

【方向性】

地域で障がいのある人が日常生活をおくるには、多くの不自由を伴います。

本人はもちろんのこと家族の負担も大きい中、日常の暮らしが本人の希望に沿ったものとなり、家族の負担も軽減されるよう福祉サービスの量的・質的な充実を図ります。

[地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか？（複数回答）]



「経済的な負担の軽減」が最も多く、次いで「障がい者に適した住居の確保」や「必要な在宅サービスの適切な利用」といったサービスの充実についても多い結果となっています。

【施策の展開】

- ◆ 自立支援協議会相談支援専門部会を中心に進めます。
 - 障がい福祉サービスの提供については、必要なサービス量を確保することに努めます。
 - 高齢福祉サービス事業所の利用等について、事業所への働きかけを行います。
 - 障がい者本人の潜在力発揮をめざします。

- 入所者及び精神科病院入院患者の地域移行促進のため、日中活動系、訪問介護系、グループホーム等の居住系サービスをバランスよく提供できるように努めます。
- サービス事業所の支援力の向上をめざします。
- 障がい児福祉サービスの充実のため、サービス提供事業所の拡充とサービスの質の向上を図ります。

1-2 地域生活支援事業の充実

【方向性】

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていくことを支援するとともに、個人の多様なニーズに対応するサービス提供体制の整備や量的・質的な充実を図ります。

【施策の展開】

- ◆ 自立支援協議会相談支援専門部会を中心に進めます。
 - 地域生活支援事業のサービスの提供については、ニーズに応じた必要なサービス量を確保することに努めます。
 - 新規参入事業所の確保に向け、自立支援協議会で働きかけます。
 - 日常生活用具の給付について、障がい者等の実情や生活状況を考慮し、対象品目の拡充や助成基準額の適正化に努めます。
 - 意思疎通支援事業の充実を図り、障がい者等の情報保障に努めます。
 - 障がい者等本人の潜在力発揮をめざします。

1-3 相談支援体制の機能強化

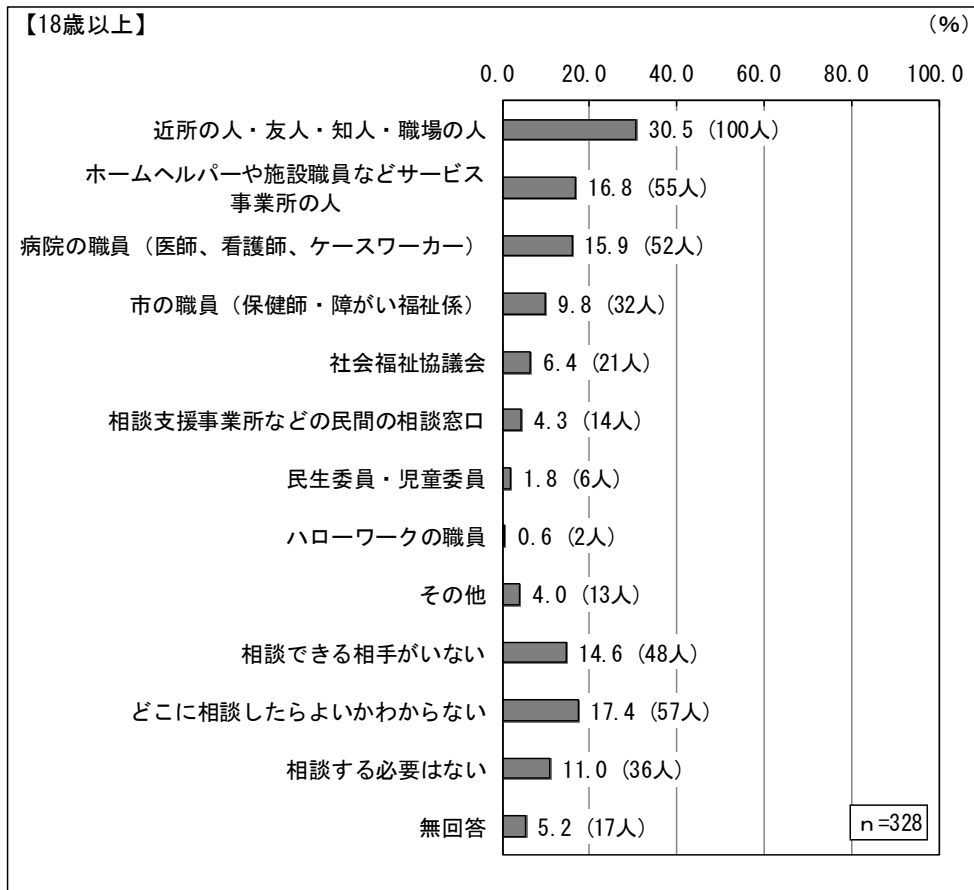
【方向性】

個人のニーズを把握し、希望する生活に向けた支援を行うため、相談支援事業所の資質向上を図り、身近な地域で相談ができる体制を構築します。

障がい児から障がい者への移行時に支援が途切れないような体制整備を行い、地域の相談窓口としての相談支援事業所の機能強化を図ります。

障がい福祉に関するアンケート調査結果では、悩みや不安を家族以外に相談する相手は「近所の人・友人・知人・職場の人」が最も多く 30.5%となっていますが、「相談できる相手がいない」「どこに相談したらよいかわからない」も多く挙げられていることから、相談窓口の周知や情報提供が必要となっています。

【あなたは、悩みや不安を家族等の他、誰に(どこに)相談していますか？(複数回答)】



【施策の展開】

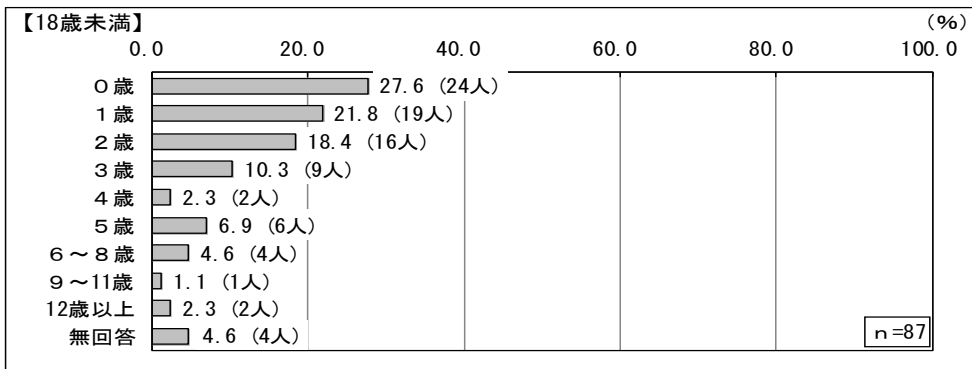
- ◆ 基幹相談支援センターを中心に進めます。
 - 相談支援事業所が抱える課題の解決に向けた支援を行います。
 - 福祉サービス事業所、相談支援事業所等関係機関によるネットワークを構築し、連携体制を強化します。
 - 地域課題を発掘・集約し、解決に向けた取り組みを行います。
 - 基幹相談支援センターを基軸に地域の相談窓口である相談支援事業所の相談力と地域の支援力を向上させます。

1-4 療育支援体制の構築

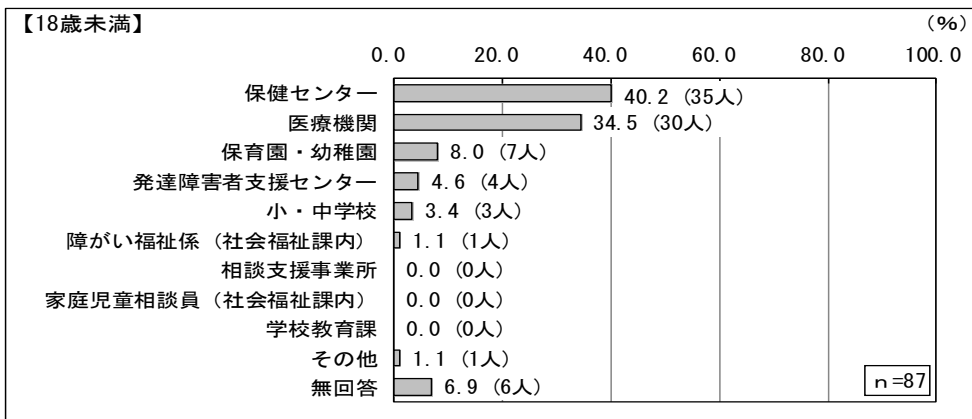
【方向性】

保育・保健・教育・福祉との連携を図り、各分野で行われている支援体制をつなぎ、途切れない支援体制の構築を目指します。また、体制の核となって関係機関との調整や各種サービス、医療等に適切につなぐコーディネート機能を形成します。

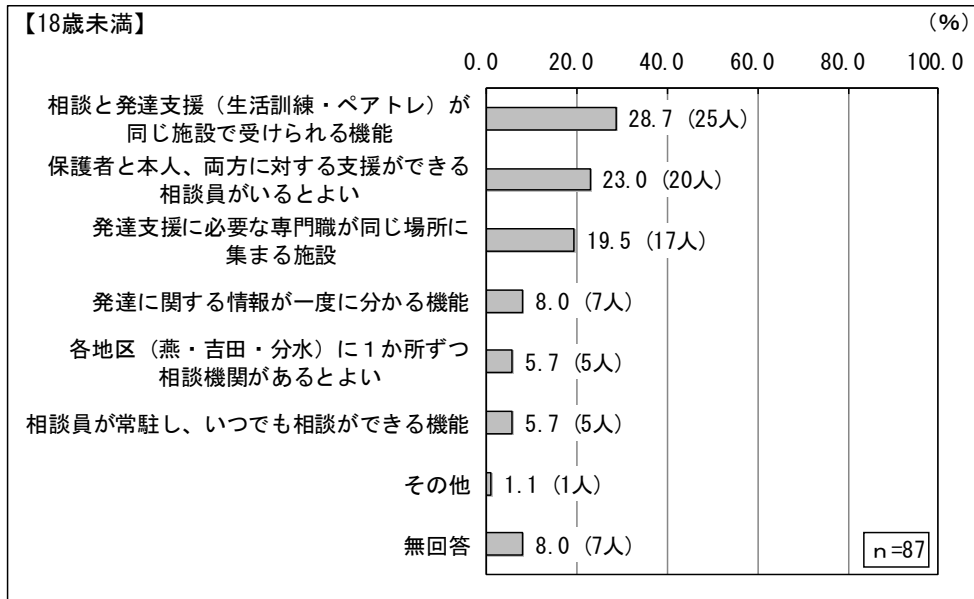
[発達の特徴のことを最初に心配されたのはご本人がいくつの時ですか？(1点回答)]



[ご本人の発達のこと初めて相談したところはどこですか？(1点回答)]



[相談先について、どんな機能(施設)があればよいと思いますか？(1点回答)]



3歳までに78.1%の方が最初に発達について心配しており、最初の相談先も「保健センター」が最も多くなっています。また、「相談と発達支援が同じ施設で受けられる機能」や「保護者と本人の両方に支援ができる相談員」が機能として求められています。

【施策の展開】

- ◆ 基幹相談支援センターと保健センターが協働して支援の連携体制を構築します。
 - 各分野で行われている支援を「つなぐ」ための仕組みづくりを行います。
 - 療育支援体制の環境整備を行い、保健師との協働を実践します。
 - 保護者の不安や孤立を防ぐために保護者支援プログラムを実施します。
 - 支援体制の中心となって関係機関の調整や福祉サービス、医療等の適切な支援に結びつけていく「発達障がい支援センター機能」を形成します。

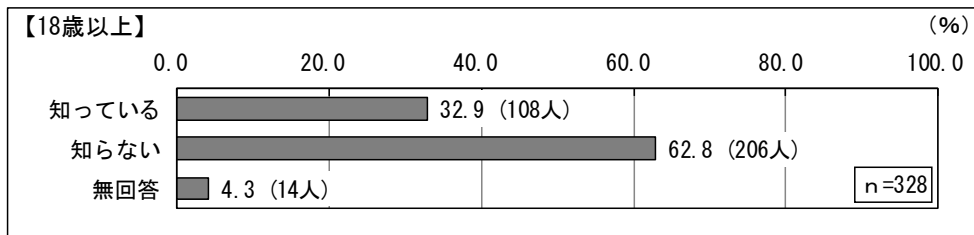
1-5 権利擁護支援の推進

【方向性】

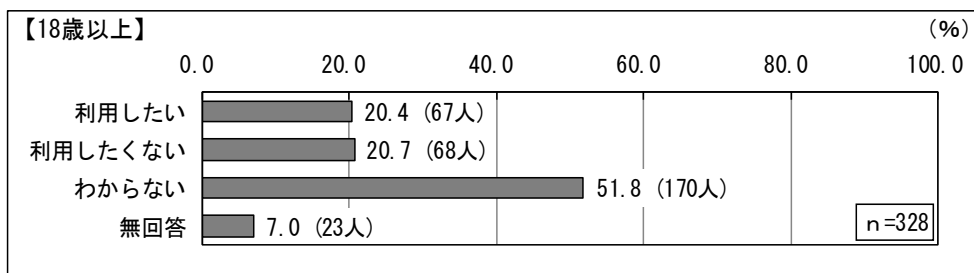
障がいや高齢化の進行等に伴い、意思決定が困難となっている障がいのある人等の権利を守り、意思の尊重を図るため、制度の周知と利用を促進します。

障がい福祉に関するアンケート調査結果では、成年後見制度を「知らない」が62.8%と多く挙げられていることから制度の周知が必要となっています。

[あなたは「成年後見制度」を知っていますか？(1点回答)]



[成年後見制度を利用したいと思いますか？(1点回答)]



「わからない」と答えた人が最も多く、半数を超えています。

【施策の展開】

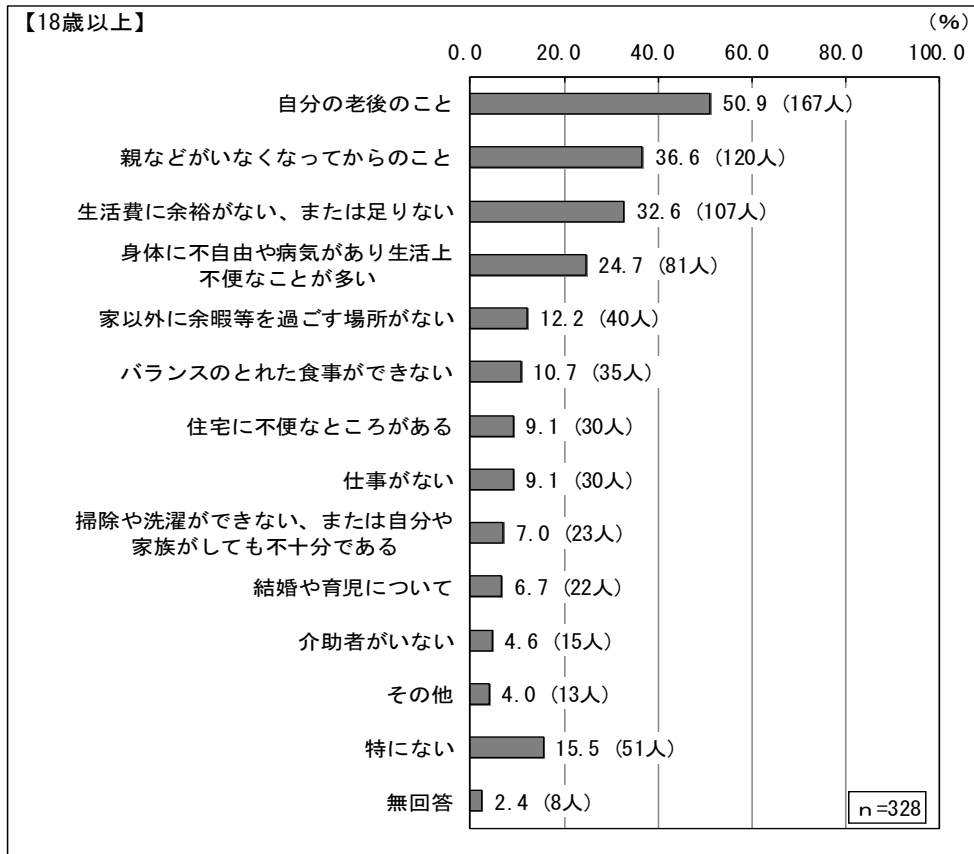
- ◆ 権利擁護支援事業（社会福祉協議会）を中心に展開します。
 - 障がいのある人等が、自らが希望する生活を送れるよう、権利擁護に努めます。
 - 成年後見制度等、権利擁護のためにある各種制度の充実と周知を図り、制度を利用するための支援や助成を行います。
 - 障害者虐待防止法に基づき、虐待の早期発見・早期対応に努め、速やかな支援に結びつける体制を強化します。
 - 養護者に対しても必要な支援を講じます。

1-6 障がいのある人の健康づくり

【方向性】

若年期から健康づくりに取り組むことにより、生活習慣病に起因する障がいの発生を予防します。また、障がいがあっても健康的に暮らせるよう、健康づくり教室等各種事業に参加しやすい環境整備と情報提供に努めます。

【あなたは、現在どのような心配や困りごとがありますか？(1点回答)】



87.5%の人が老後や親亡き後の心配を抱えています。安心した暮らしを続けるために健康への配慮が必要です。

【施策の展開】

- ◆ 福祉サービス事業所等と連携し、必要な情報を提供します。
 - 生活習慣病を予防するため、日常生活の中で実践できる健康づくりについて周知します。
 - 事業所等と連携を図りながら、必要な人に医療・保健の紹介を行うなど、疾病の予防に努めます。
 - 自立支援医療の助成及び重度心身障害者医療の助成を行うことで治療等による経済的負担を軽減します。

1-7 保健医療等関係機関との連携

【方向性】

精神に障がいのある人の社会参加と心身ともに健康を維持していくため、保健・医療と連携し健やかに生き生きとした日常生活を過ごせる支援を行います。

【施策の展開】

- ◆ 保健医療等関係機関と連携して働きかけを行います。
 - 相談支援事業所、サービス提供事業所を中心に健康面についても気づき、支援できる体制を整えます。
 - 保健・医療と情報共有を行い、地域で健康な生活を送れるよう支援します。
 - メンタルヘルスに関する正しい知識の普及・啓発や精神保健相談、訪問指導の充実などこころの健康づくりを推進します。
 - 保健所、医療機関、家族会との連携を強め、精神に障がいのある人のニーズの把握に努め、必要な支援の提供に努めます。

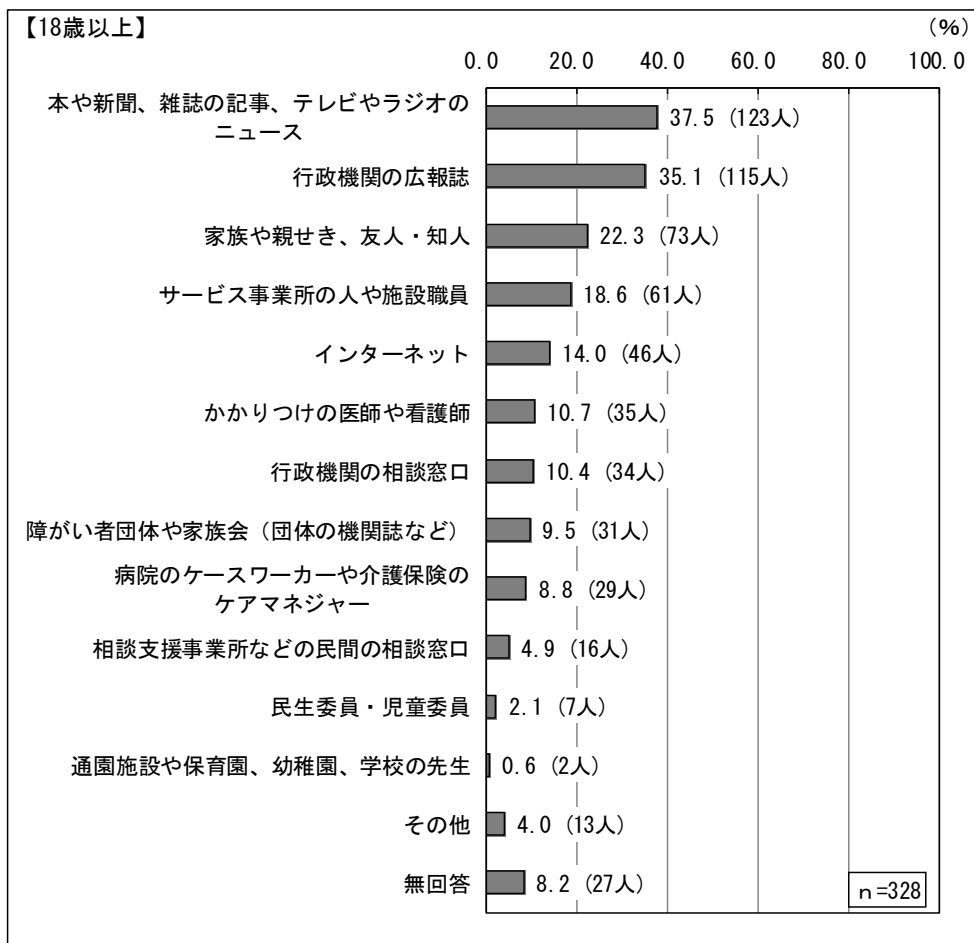
1-8 情報提供の推進

【方向性】

障がいのある人等が適切に情報を得られるよう、様々な媒体を使った情報提供を行うとともに、障がい特性に応じた提供手段を講じます。

障がい福祉に関するアンケート調査結果では、情報に関する入手先は「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が最も多く 37.5%、次いで「行政機関の広報誌」が 35.1%となっています。

[福祉に関する情報はどこから得ますか？(複数回答)]



【施策の展開】

- ◆ 基幹相談支援センターが中心となり支援します。
 - 広報つばめやホームページを使い、現状に即した情報提供を行います。
 - 情報*アクセシビリティの普及、推進により、意思疎通が困難な障がいのある人等に対し必要な支援を行います。
 - 「障がい者福祉のしおり」を作成するとともに、市の広報・ホームページを活用し制度の周知を図ります。
 - サービス利用者と事業所が共通して理解ができるサービス利用のガイドラインを作成するなど、わかりやすい情報提供に努めます。

1-9 意思疎通支援事業の推進

【方向性】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚障がい者等意思疎通が困難な障がいのある人等に対し、手話奉仕員等の派遣や日常生活用具の対象拡充などを行うことで、円滑な意思疎通を図り、障がい特性に応じた支援を充実させます。

【施策の展開】

- ◆ 自立支援協議会で現状把握を的確に行い、支援の充実を図ります。
 - 手話奉仕員の継続的養成と手話通訳・要約筆記登録者の確保に努めます。
 - 市主催の行事等で手話・要約筆記奉仕員等を派遣し、障がいのある人の参加促進に努めます。
 - 広報の音訳化や情報・意思疎通支援用具の給付対象の拡充を図るなど情報保障の確保に努めます。

*アクセシビリティとは

年齢や障がいの有無に関係なく誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることです。

2 共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり

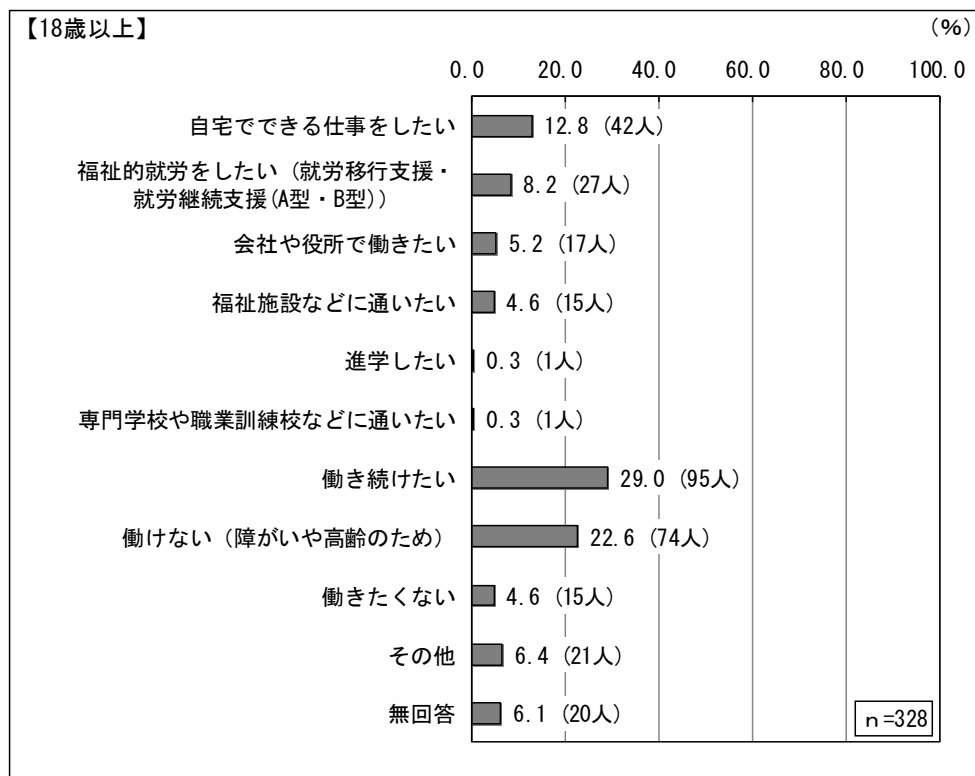
2-1 雇用・就労、経済的自立支援の推進

【方向性】

障がいのある人の日中の活動場所の確保と社会参加のきっかけづくりとして、福祉的就労の充実を引き続き重点的に行うこととし、就労支援事業所における収入確保と利用者の工賃のさらなる向上をめざします。

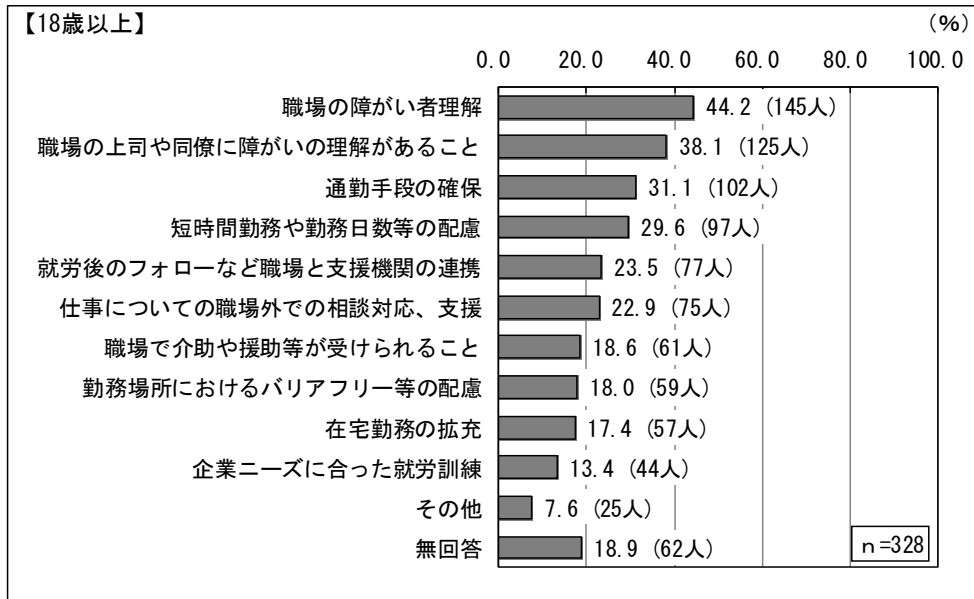
また、障がいのある人が自立した生活を送り、生きがいを持って日常生活を送れるよう、一般就労の推進に向けた企業への働きかけと障がいへの理解普及等を推進します。

[就労に関し、あなたは、今後どのようにしたいですか？(1点回答)]



「働き続けたい」が最も多く、次いで「(障がいや高齢のため)働けない」が多くなっています。

[障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか？(複数回答)]



「職場の障がい者理解」が最も多く、次いで「職場の上司や同僚の障がい者理解」となるなど、働く場での理解が多い結果となっています。

【施策の展開】

- ◆ 自立支援協議会就労支援専門部会を中心に展開します。
 - 就労*アセスメント体制の運用と促進を図ります。
 - 障がい者就労施設等への物品等の調達や事業委託等の発注に努めます。
 - 関係機関と連携し、就職準備から職場の定着まで一貫した支援体制づくりに努めます。
 - 企業や事業主に対して各種助成制度の周知を図りながら、障がいのある人の雇用環境の充実に努めます。
 - 企業への障がい者理解の働きかけを行います。

* アセスメント体制とは

利用者の状態を把握・理解し、希望する支援が妥当かどうか考え、評価する体制のことです。

2-2 スポーツ・文化活動の促進

【方向性】

スポーツ・レクリエーション等文化活動に参加することは障がいのある人の生活の質の向上につながります。そのため、障がいのある人も楽しめるスポーツや文化活動の情報提供や参加機会の提供に努めます。

【施策の展開】

- ◆ 基幹相談支援センターを中心に展開します。
 - 各種情報の収集を行い、事業所等と連携して活動場所の確保に努めます。
 - 県内障がい者スポーツ大会や文化祭等の文化活動に関する情報収集に努め、障がいのある人への情報提供に努めます。
 - 日中活動の支援や交流の場の確保に努めます。

2-3 保育体制の充実

【方向性】

これまで保健センターや保育園で実施している健診・育児相談等との協働と連携体制を築き、発達が気になる子への早期支援が適正かつ円滑に行われるよう体制の形成と強化に努めます。

【施策の展開】

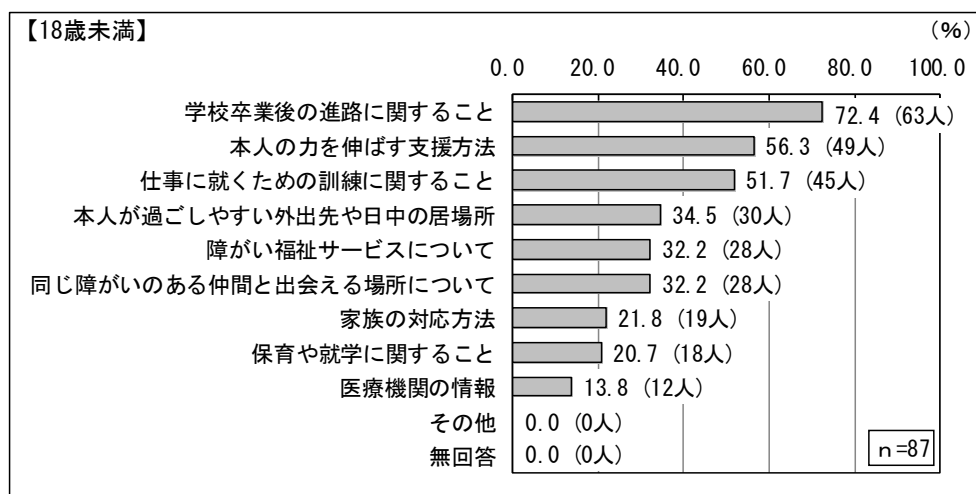
- ◆ 基幹相談支援センターと保健センターが協働して体制整備を図ります。
 - 関係分野が連携して発達が気になる子への支援に取り組みます。
 - 乳幼児期から教育へのつながりが途切れないよう体制整備を推進します。
 - 子ども・子育て支援事業計画との整合性を図りながら、障がい児も含む子育てサービスの充実と環境整備を図ります。
 - 子育てつばめール等子育てサービス情報の提供に努めます。

2-4 教育体制の充実

【方向性】

乳幼児から学校卒業まで一貫して計画的に教育や療育を提供し、一人ひとりの特性と教育的ニーズに応じた支援をするため、教育分野と連携を図り体制整備の推進を図ります。

[ご本人への支援についてどのような情報が知りたいですか？(複数回答)]



「卒業後の進路に関すること」が最も多く 72.4%、次いで「本人の力を伸ばす支援方法」が 56.3%となっています。

【施策展開】

- ◆ 基幹相談支援センターと保健センターが協働して体制整備を図ります。
 - 保健・医療、保育、教育、福祉等関係機関が連携して発達が気になる子に対しライフステージに応じた「将来の見える支援」の提供体制に取り組みます。
 - 特別支援教育の充実に努め、学習と社会参加に向けた支援に結びつけます。

3 支えあいにあふれ、共に生きるまちづくり

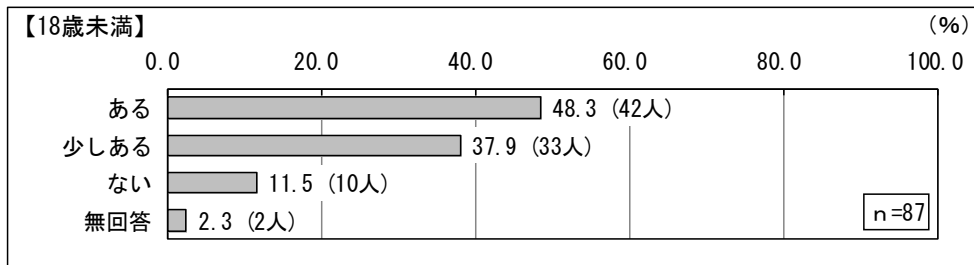
3-1 障がいに対する理解促進

【方向性】

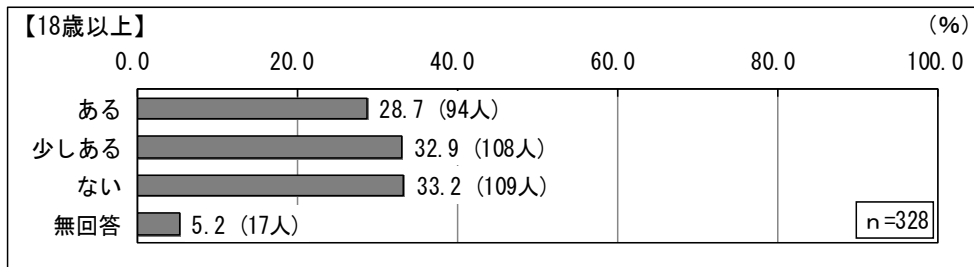
ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいに対する市民や地域の理解を促進し、障がいのある人が自分らしく生き生きと暮らしていける地域づくりをめざします。

障がい福祉アンケート調査結果では、差別を感じた場所は、18歳未満で「保育園・学校」、18歳以上で「学校・仕事場」が最も多く挙げられているところから、日常を多く過ごす場での理解が求められています。

[障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか？(1点回答)]

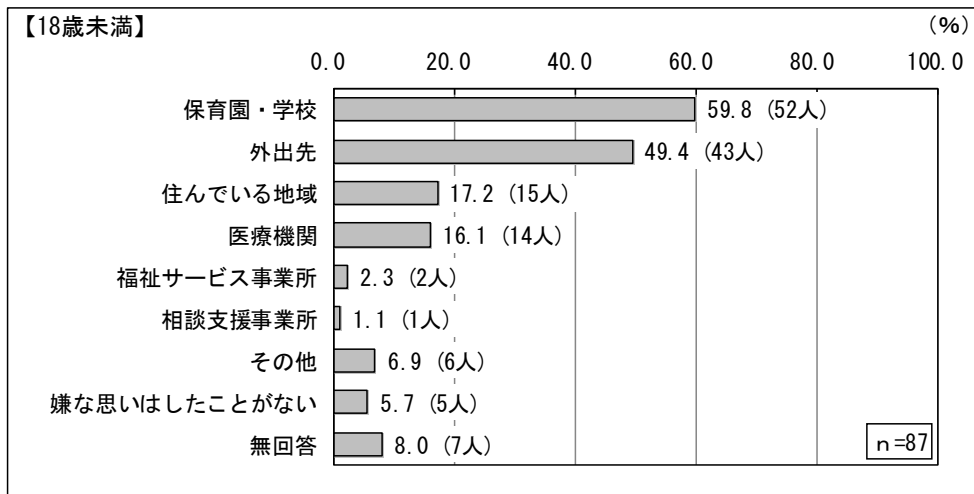


「ある」と「少しある」を合わせて 86.2%にも及んでいます。

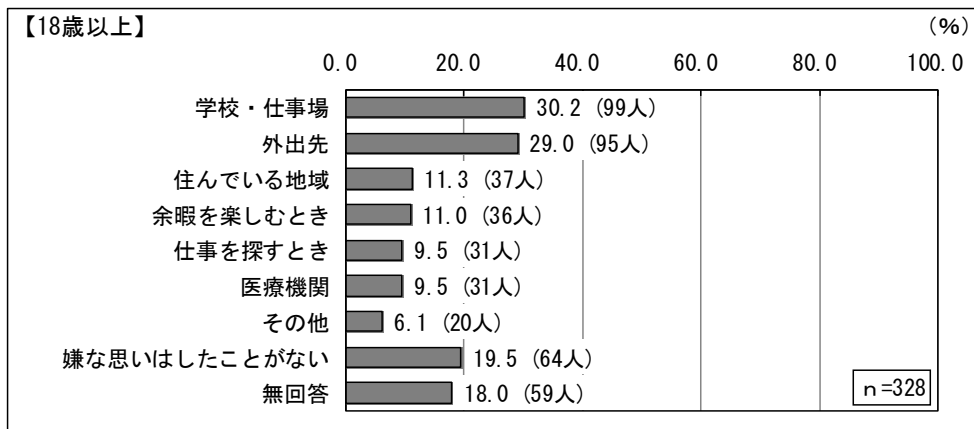


「ある」と「少しある」を合わせて 61.6%にも及んでいます。

【どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか？（複数回答）】



「保育園・学校」が 59.8%となっており、次いで「外出先」が多くなっています。



「学校・仕事場」が最も多くなっており、日常を多く過ごす場での理解が求められています。

【施策の展開】

- ◆ 自立支援協議会相談支援専門部会を中心に理解促進に向けて取り組みます。
 - 障がいに対する正しい知識と理解の啓発に努め、*こころのバリアフリー化を推進します。
 - 広報つばめやイベントを通じて障がいへの理解の普及・啓発に努めます。
 - 学校や地域において福祉・人権教育を実施することを働きかけます。

* こころのバリアフリーとは

障がい者等の困難を自らの問題として認識し、こころのバリアを取り除きその社会参加に積極的に協力することです。

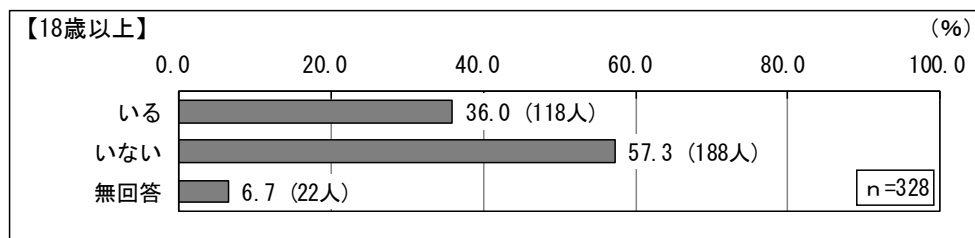
3-2 ボランティア・支えあい活動の促進

【方向性】

人と人との「助けあい」や「支えあい」にあふれ、共生社会の実現が図れる地域支えあい体制の構築を推進します。

地域の中で課題解決ができ、地域の中で支援できる活動人口を創出するとともに、NPO活動やボランティア活動の支援についても推進します。

[家族不在や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか？(1点回答)]



「いない」の回答が 57.3%に及んでいます。

【施策の展開】

- ◆ 社会福祉協議会の地域支えあい活動と協働して推進します。
- 社会福祉協議会や地域活動支援センターと連携し、地域の支えあい体制の整備に向けた取り組みを行います。
- *コミュニティソーシャルワーカーと連携し、地域の支援体制の整備と地域福祉の充実に努めます。

* コミュニティソーシャルワーカーとは

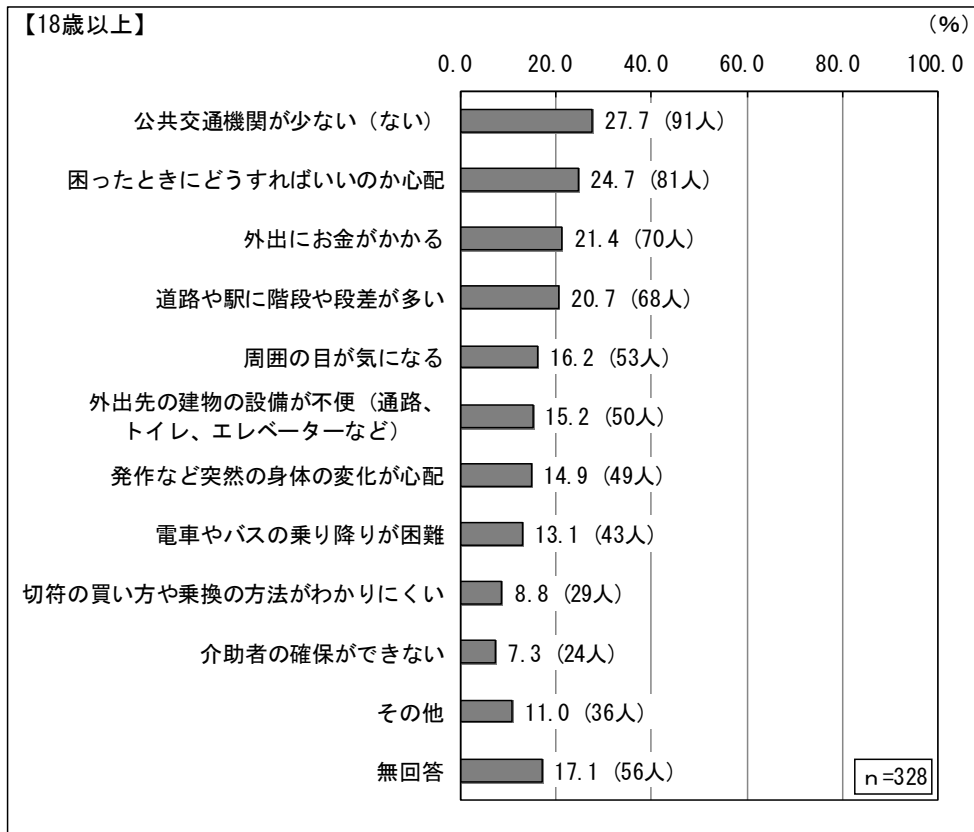
地域を基盤とする活動やサービスを調整して支援を必要とする人に結びつけたり、新たな地域サービスの発掘・開発や公的サービスに関係機関と調整しながらつなぐ等を行う専門的知識を有する人のことを言います。

3-3 生活環境の整備

【方向性】

*ユニバーサルデザインの考えのもと、建築物・道路・交通などにおける障壁を取り除き、すべての市民にとって安全・安心な生活環境の整備に努めます。

[外出するときに困ることは何ですか？(複数回答)]



「公共交通機関が少ない(ない)」が最も多く、「道路や駅に階段や段差が多い」や「外出先の建物の設備が不便」も多く挙げられています。

【施策の展開】

- ◆ 公共施設等の関係機関と情報の共有を図りながら、実態把握に努めます。
 - 関係機関と連携し、公共交通機関・施設の快適な利用に向け、多目的トイレの設置などすべての人が利用しやすい施設の環境整備に取り組みます。
 - 新潟県福祉のまちづくり条例を遵守し、公共的施設の安全性と利便性を高めることに努めます。

*ユニバーサルデザインとは
障がいの有無に関わらず、すべての人が快適に過ごせるように製品や空間等をデザインすること。

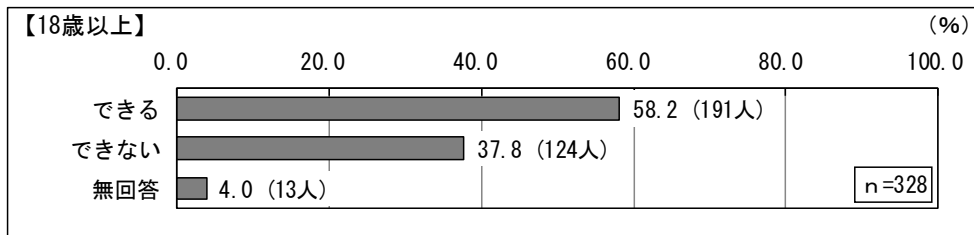
3-4 防災・防犯体制の整備

【方向性】

障がいのある人の災害時の安全確認のため、災害時の支援体制の整備と、避難所で安心して過ごせる環境の整備を図ります。

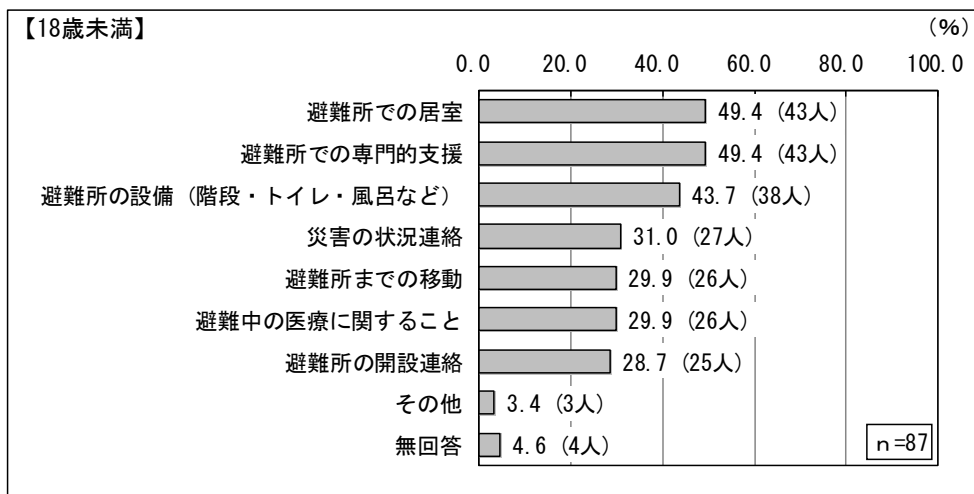
防犯体制については、障がいのある人が犯罪や事故等に遭わないよう地域の防犯ネットワークの構築に努めます。

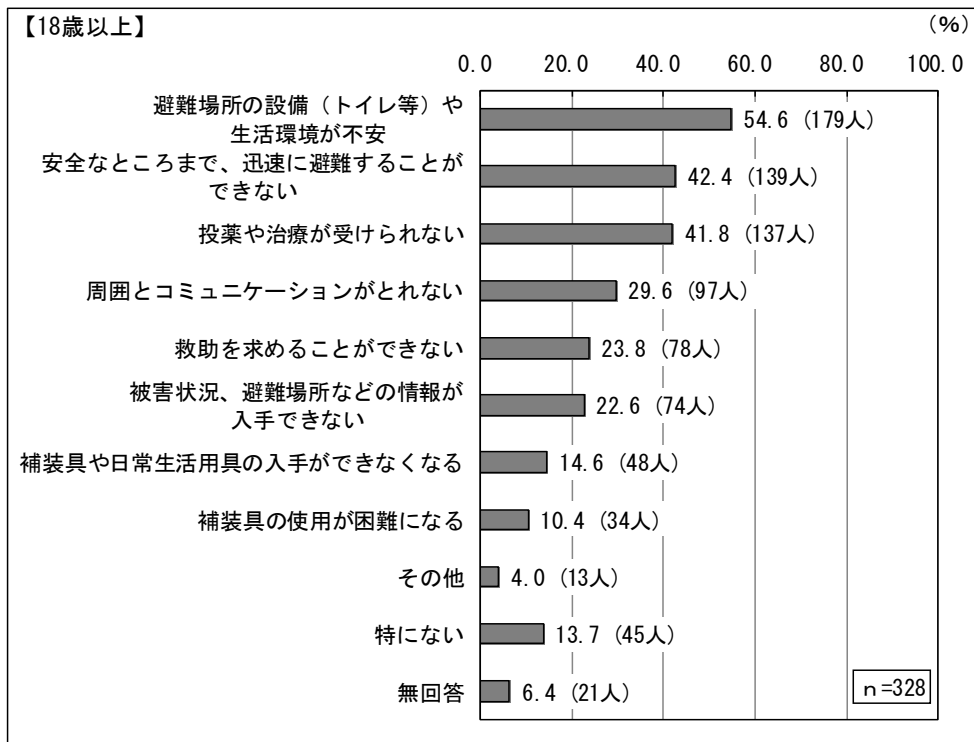
[あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか？(1点回答)]



「できない」と回答した方が 37.8%となっています。

[火事や地震等の災害時に困ることは何ですか？(複数回答)]





18歳未満では「避難所での居室」と「避難所での専門的支援」が最も多く、18歳以上では「避難場所の設備や生活環境が不安」が最も多く、次いで「安全なところまで迅速に避難することができない」となっています。

【施策の展開】

- ◆ 自治会、防災関係機関及び社会福祉法人等との連携を図りながら推進します。
 - 災害時にいち早く情報伝達を行うため、燕市防災情報メール（防災つばメール）の登録を推進します。
 - 市内福祉施設や相談支援事業所と連携し、福祉避難所開設に関する協定の締結を進めます。
 - 障がいのある人に対する一次避難所での対応や、福祉避難所への移動及び避難所の運営等について検討します。
 - 災害時の支援に限らず、日常的な見守りや支援等ができる地域の体制づくりに向け、自治会との連携強化と情報共有を推進します。
 - 聴覚・言語機能に障がいのある人のためにファクシミリによる119番通報の普及や*緊急web版通報システムの登録者拡充に努めます。

* 緊急web版通報システムとは
携帯電話などのインターネット上から通報できるシステム「Web（ウェブ）119」のことです。